

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について

1 主旨

平成 27 年度より「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」が国の補助事業として実施されている。本事業は、ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給するものである。また、平成 27 年 8 月に開催された国の「子どもの貧困対策会議（第 3 回）」の資料において、ひとり親家庭の子どもも本事業の対象にする方向性が示されている。

区では「子ども計画（第 2 期）」に基づき、ひとり親家庭の自立に向けた就労支援を実施しているところであり、今回、ひとり親家庭の親と子を対象とし、自立に向けた支援を行う。

2 現状

子ども計画（第 2 期）策定時のアンケート（平成 25 年度）において、最終学歴が中学校及び高等学校中退のひとり親家庭の親は、1,792 人中 89 人（中学校 36 人、高校中退 53 人）（全体の 5.0%）となっている。これらの世帯を分析すると、最終学歴が高等学校卒業以上の世帯と比べ就労している割合が低く、雇用形態も正社員・正規職員の割合が低い実態が現れた。また、ひとり親家庭の中学校を卒業した子ども（636 人）のうち、高等学校等へ進学したが休学・退学している子どもや進学をしなかった子どもは、21 人（全体の 3.3%）になっている。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭の親と子が希望する就業や安定した就業をし、自立を図るために高等学校卒業程度の資格取得及びその支援を実施する。

3 実施概要

（1）対象者

区内在住のひとり親家庭の親と子

（2）対象となる講座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目標とする講座（通信制講座を含む。）

（3）支給額

受講修了時給付金（受講を修了した場合に支給）

受講料の 2 割（上限 100 千円）

合格時給付金（受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給）

受講料の 4 割

と を合わせて 150 千円が上限

(4) 支給対象見込み

親と子 合計 16人

4 経費概算(調整中)

歳出：2,400千円

歳入：1,800千円

国「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」補助率：3/4